

# 病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める 条例の制定について

## 1 条例化する対象

根拠法	施設名	基準省令
医療法	病院	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第五十号）
	診療所	

## 2 現行基準の概要

病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を規定。

- 人員等に関する基準
  - 専属薬剤師設置基準
  - 病院の従業者（薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士）
  - 病院の従業者（診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等）
  - 療養病床を有する診療所の従業者（看護師及び准看護師、看護補助者）
  - 療養病床を有する診療所の従業者（事務員等）
- 施設等に関する基準
  - 病院の施設（消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂、浴室）  
※談話室、食堂、浴室は、療養病床を有する病院のみ
  - 療養病床を有する診療所の施設（談話室、食堂、浴室）
- 病床数の補正基準
  - 既存病床数及び申請病床の補正

注) ●=従うべき基準、○=参酌すべき基準

## 3 県が定める基準の考え方

○本県の基準（案）の検討に当たっては、医療審議会への意見聴取を行ったうえで、検討を進めてきた。

### ■検討を踏まえ、次の理由から、省令の基準を用いて本県の基準とする。

- ・従うべき人員配置等に係る基準は、病院等が備えるべき最低基準を定めたものであり、一律の上乗せ基準等を設けることは、不必要な経営の圧迫と人員配置を強いることとなる可能性があること。
- ・参酌すべき施設基準等については、更に充実した整備を行うかは、施設ごとの実状や経営・運営方針により異なることから、各施設の判断に委ねるべきであること。